

なないろキディでの薬の取り扱いについて

保育園では薬の扱いは必要最低限とし、医師の指示により昼間こども園で服用する必要があると判断され処方された薬のみ預かります。基本は保護者管理下の服用でお願いします。

内服薬

・預かる薬は処方日を1日目として3日間に限り預かります

→ ・ 内服薬連絡票（保護者記入）

・ 「薬剤情報提供書」

★上記2点と1回分のお薬と共に提出

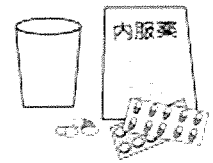
・ 預かる薬が処方日から(処方日を含む)4日以上必要な場合

→ ・ 園における与薬についての連絡票（医師記入）

・ 内服薬連絡票（保護者記入）

・ 「薬剤情報提供書」

★上記3点と1回分のお薬と共に提出



外服薬

・ 外用薬（塗り薬、目薬等）→
1日目から

・ 園における与薬についての連絡票（医師記入）

・ 外用薬連絡票（保護者記入）

・ 「薬剤情報提供書」

★上記3点と1回分のお薬と共に提出

※目薬など小分けにできないものはそのままご持参下さい。

* 身体に貼るお薬（ホクナリンテープ 等）の取り扱いについて

誤飲等のリスクから禁止です。医師が必要とみなした場合

① 園における与薬についての連絡票（医師記入）

② 外用薬連絡票（保護者記入）

③ 貼ってあるお薬に日付・名前記入。取れないようしっかり固定。

④ 貼った部位を保育士に報告

★上記4点のうち1つでもない場合は外させていただきます

* 虫よけ薬剤使用について

虫よけ薬剤が必要であると医師が判断した場合

・ 虫刺されにかかわる虫よけ薬剤使用に関する意見書について（医師記入）

・ 外用薬連絡票（保護者記入）

★上記2点、お薬と共に提出

園では虫刺され薬1回のみとし、登園前にもご家庭で塗布して下さい。

貼るタイプの虫よけ、虫に刺された後に貼るタイプは禁止です。外させていただきます。

◎持参される薬は一度使用した薬で安全が確認された薬に限ります。

◎服用に必要な書面がない時、連絡票（内服・外用薬）に記入漏れがある時は薬を預かることはできません。